

東京都北区立滝野川第五小学校

新 築 概 要

令和7年2月

北区教育委員会

目 次

1	施設整備に関する状況	1
1-1	滝野川第五小学校の概要	1
1-2	滝野川第五小学校の通学区域	2
1-3	児童数の推計	3
1-4	計画地周辺の状況	4
2	建築に関わる諸条件	5
2-1	敷地の現況	5
2-2	敷地の写真	8
3	施設計画	11
3-1	施設構成及び規模	11
3-2	関係法令等	13

1 施設整備に関する状況

1－1 滝野川第五小学校の概要

(1) 沿革

大正14年 開校
昭和45年 校舎増築工事、体育館建設工事完了
60年 校舎大規模改修工事完了
平成 5年 体育館改修工事完了
15年 校舎及び体育館耐震補強工事完了
令和 2年 校庭改修工事
6年 創立100周年

(2) 施設概要

① 所在地	北区昭和町3丁目3番12号
② 敷地面積	9,432.92㎡
③ 延面積	5,747㎡
④ 施設構造	鉄筋コンクリート造3階建
⑤ 施設内容	校舎面積4,999.36㎡ 運動場面積5,500㎡
⑥ 保有教室数	普通教室14 特別教室（図工室2、図書室2、少人数教室2、理科室、音楽室2、家庭科室、他）、特別支援教室、給食室、職員室、校長室、事務室、主事室、保健室、他

1-2 滝野川第五小学校の通学区域

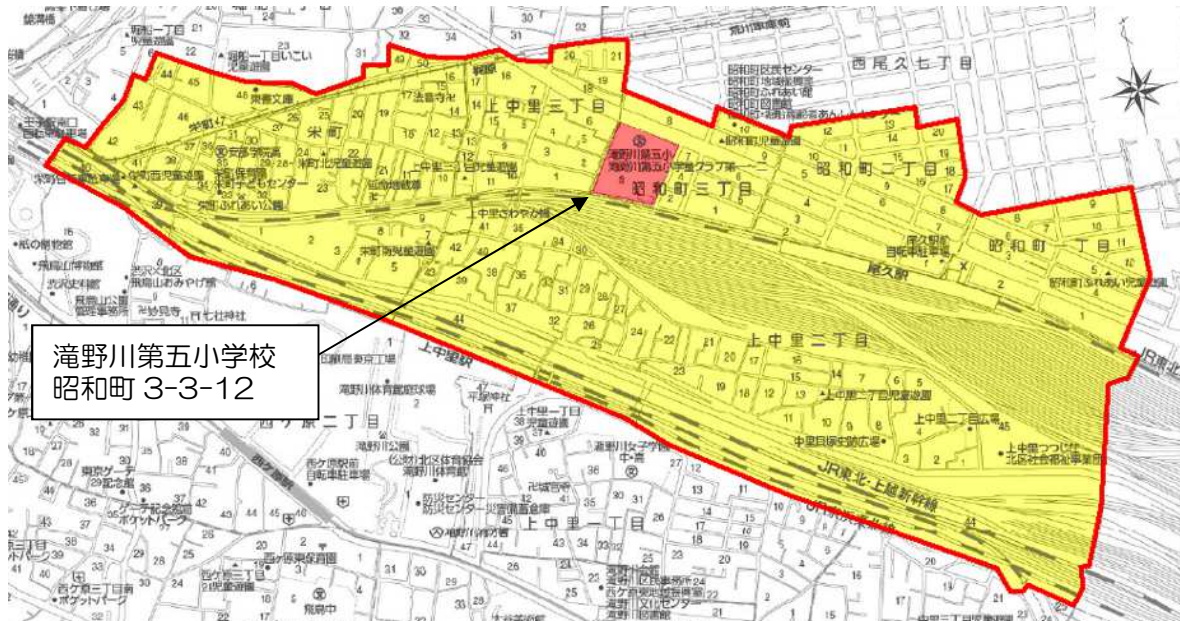
滝野川第五小学校の通学区域は以下の区域である。（令和7年2月現在）

上中里 2丁目、3丁目

昭和町 1丁目、2丁目、3丁目

栄町

滝野川第五小学校通学区域図



1-3 児童数の推計

建築する新校舎の規模、教室数等を計画するため、滝野川第五小学校の児童数及び学級数を推計する。

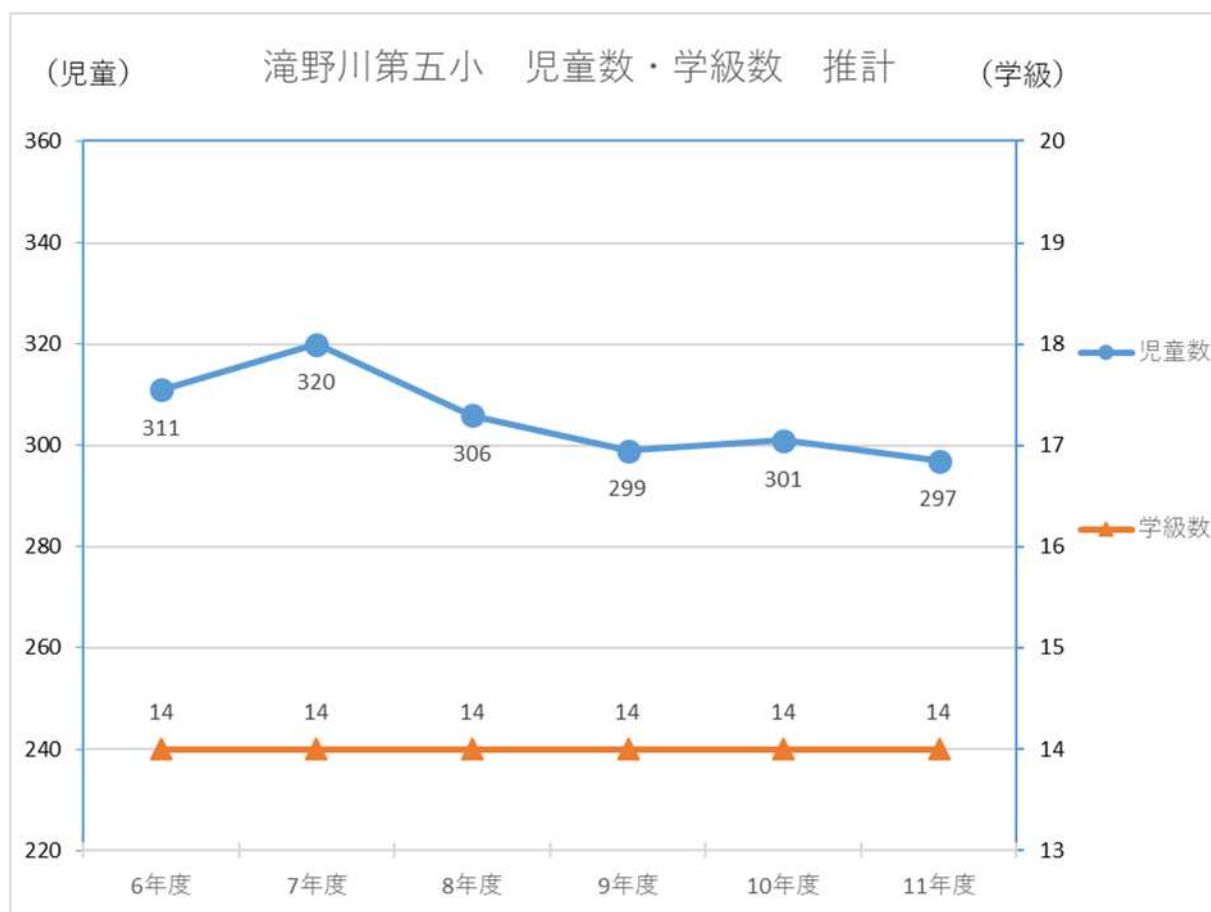
＜滝野川第五小学校 児童数及び学級数推計＞

※令和6年度の数值は11月1日現在の実数。

令和	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	43	2	57	2	44	2	52	2	44	2	50	2
2年	54	2	41	2	56	2	43	2	51	2	43	2
3年	39	2	53	2	40	2	55	2	42	2	50	2
4年	58	2	38	2	54	2	41	2	56	2	43	2
5年	57	2	59	2	39	2	55	2	40	2	56	2
6年	46	2	58	2	59	2	39	2	54	2	41	2
計	297	12	306	12	292	12	285	12	287	12	283	12
特別支援学級	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2
総計	311	14	320	14	306	14	299	14	301	14	297	14

※令和7年度以降は令和6年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

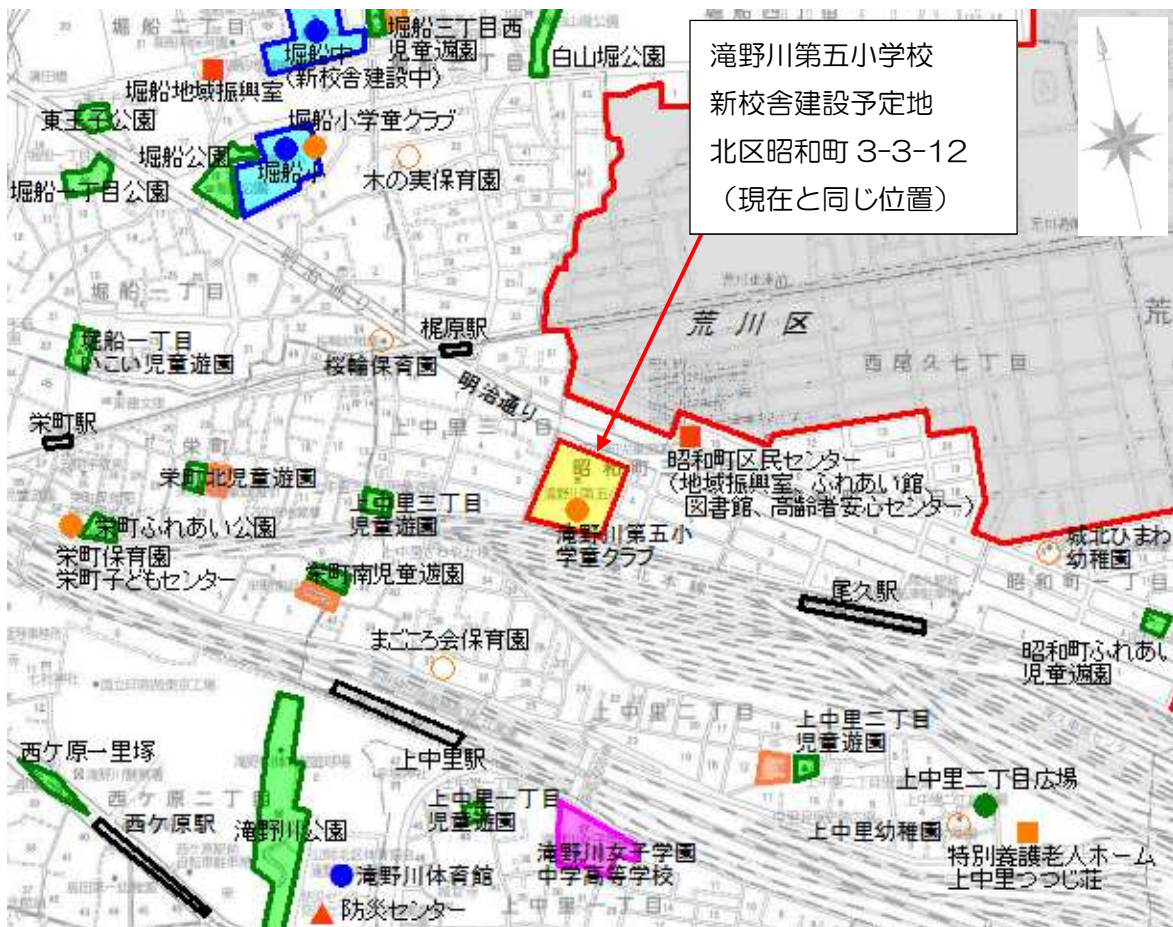
※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。



1-4 計画地周辺の状況

建設予定地は、都電梶原駅の南東約0.2 km、JR 上中里駅の北東約0.4 km、JR 尾久駅の西約0.5 kmに位置している。

建設予定地の北側には明治通り、南側には鉄道線路があり、南東方面から北西方面に続いている。敷地の東側には昭和町区民センターがあり、周辺住民の拠点となっている。また、建設予定地を中心として周辺には住宅地が広がるとともに、公園緑地や保育園、都営住宅等が点在している。



<凡例>

	小・中学校		地区体育館 図書館		区民センター、地 域振興室
	その他の学校		区立保育園 学童クラブ		防災センター
	私立保育・幼稚園、 認可保育園		区立特別養護老人 ホーム		都営住宅 機構・公社住宅
	児童遊園、公園緑地		駅		区境

2 建築に関わる諸条件

2-1 敷地の現況

(1) 敷地状況

- ① 住居表示：北区昭和町3丁目3番12号
- ② 敷地面積：9,432.92㎡
- ③ 土地所有：北区(3,027.74㎡)、国(6,405.18㎡)

(2) 用途地域・地区等

- ① 用途地域：商業地域(敷地北側)／準工業地域(敷地南側)
- ② 建蔽率：80％／60％
- ③ 容積率：500％／300％
- ④ 防火地域：防火地域／準防火地域
- ⑤ 高度地区：－／第三種高度地区
- ⑥ 日影規制(高さ10mを越える建築物を対象とする)
 - 測定面 平均地盤面からの高さ 4m
 - 規制値 敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲 5時間以上
 - 敷地境界線から10m以上の範囲 3時間以上
 - (南側 準工業地域に該当)

(3) 隣地状況

北側：民家
東側：民家、工場
南側：JR鉄道
西側：民家、自治会館

(4) 交通状況

都電梶原駅から直線で約200m、JR上中里駅から直線で約400m、JR尾久駅から直線で約500mの位置にあり、通学距離は直線で最長約800mである。

(5) 接道状況、道路種別

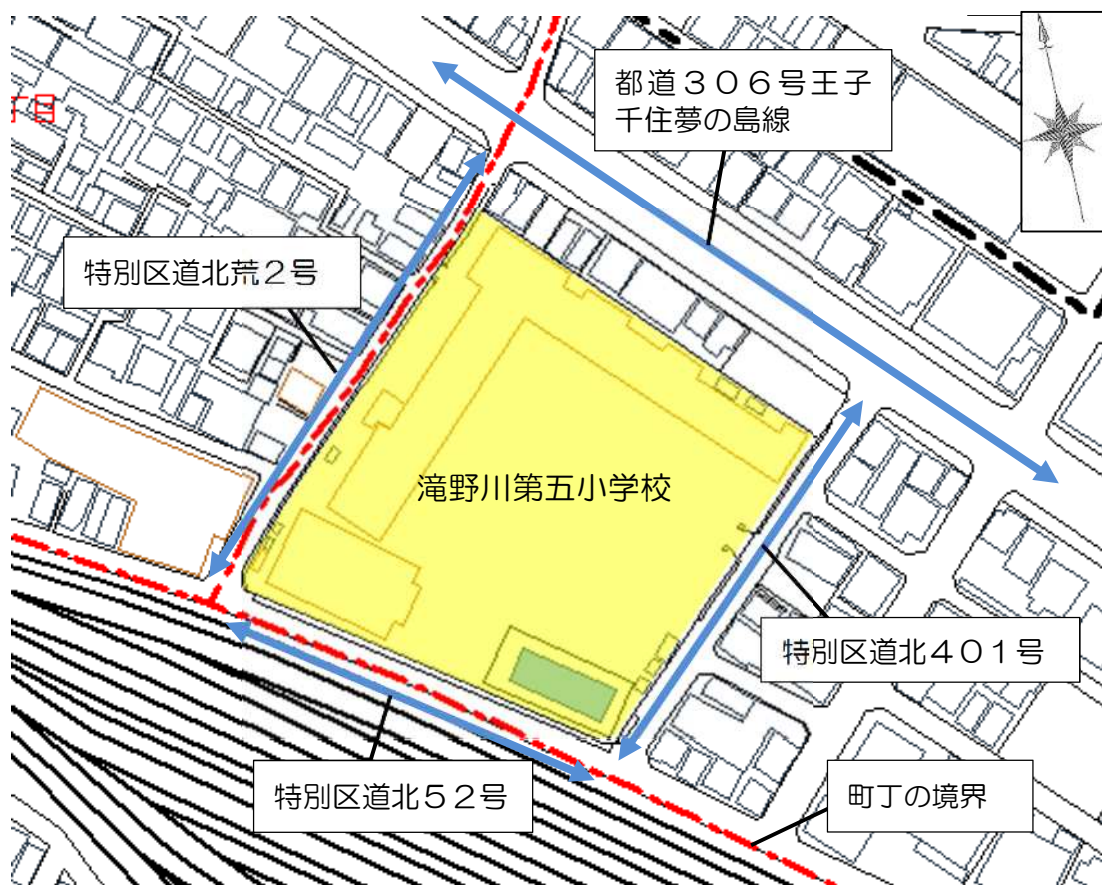
北側：都道306号王子千住夢の島線(建築基準法42条1項1号、都市計画道路環状5-2号線)
※敷地への接道なし。
東側：特別区道北401号 幅員6.73m(同法42条1項1号)
南側：特別区道北52号 幅員6.16m～6.29m(同法42条1項1号)
西側：特別区道北荒2号 幅員5.55m～7.2m(同法42条1項1号)

(6) 都市設備

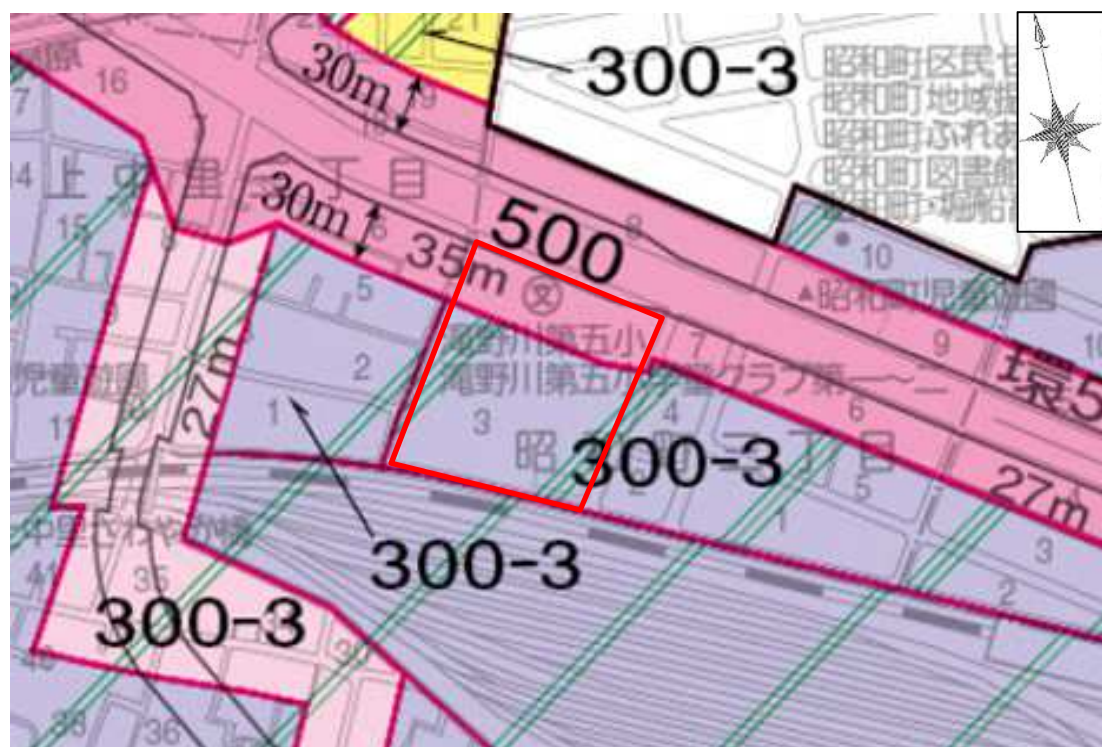
排水：公共下水道供用区域
ガス：東京ガス
電力：東京エコサービス株式会社

(7) 周辺敷地の状況

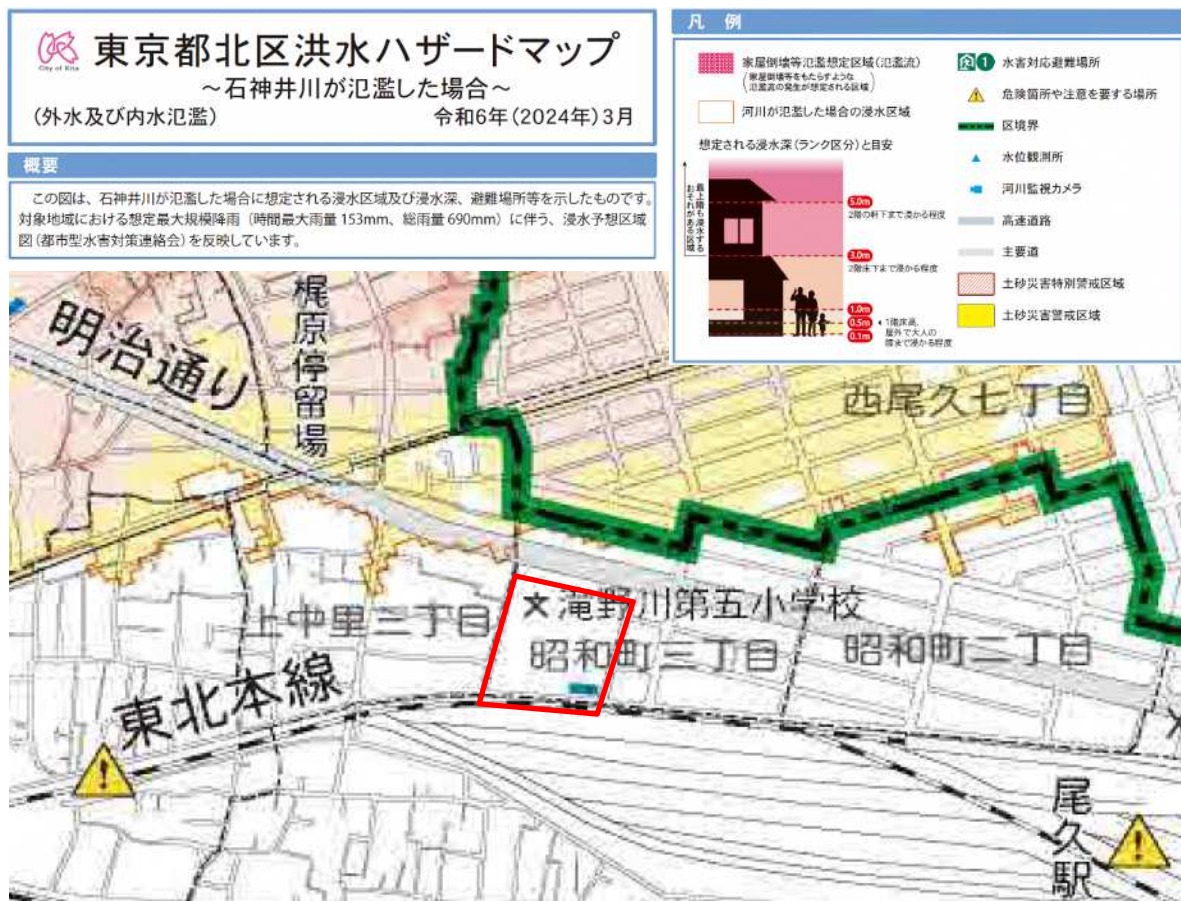
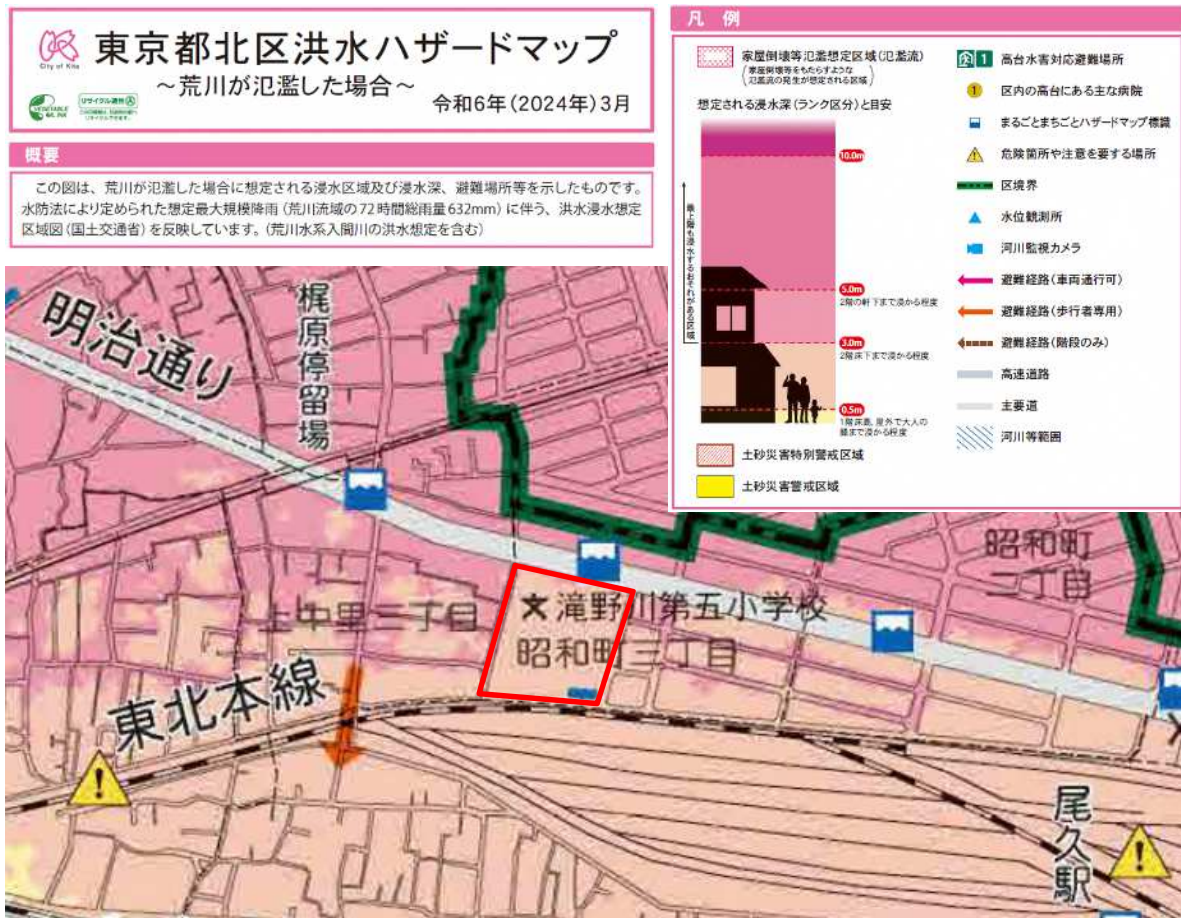
<周辺道路状況>



<都市計画図>

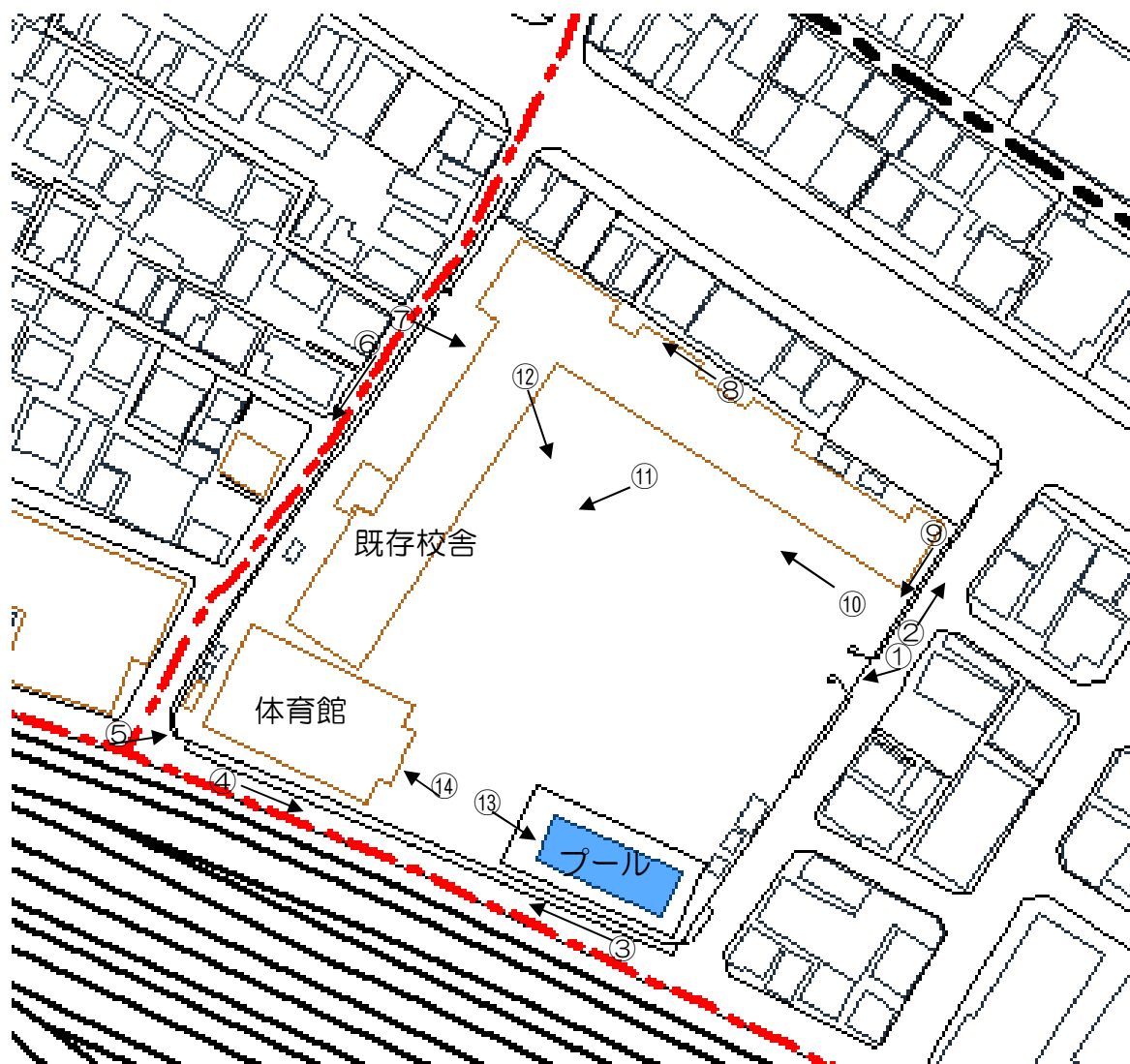


<ハザードマップ>



2-2 敷地の写真

滝野川第五小学校 写真位置図





①正門（東側）



②区道（東側）



③区道（南側）



④区道（南側）



⑤滝野川消防団 第七分団本部



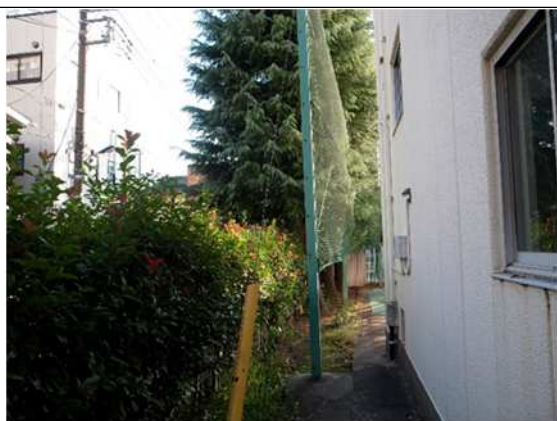
⑥区道（西側）



⑦昇降口（西側）



⑧校舎裏（北側敷地境界）



⑨校舎裏（東側敷地境界）



⑩運動場



⑪運動場と校舎（西側）



⑫グラウンド（校舎屋上より）



⑬プール



⑭体育館

3 施設計画

施設構成及び内容については、原則として「北区立小・中学校整備方針」（令和元年6月改訂）に基づいて整備する。

「北区立小・中学校整備方針」

北区ホームページ 子育て・教育＞小・中学校＞学校の改築・改修＞

計画・施策＞北区立小・中学校整備方針

3-1 施設構成及び規模

学校施設については、1-3「児童数の推計」で示した児童数及び学級数（令和11年度・283名・12学級）より施設規模を設定する。

施設内容及び規模は次のとおりである。なお、「北区立小・中学校整備方針」と数値が異なる場合は、本表を優先する。

◆：教室転用を検討する諸室

種類	教室・スペース	部屋数	規模 (64㎡=1)	備考
普通教室	普通教室	12	12	
	少人数教室	2	2	
多目的 スペース◆	オープンスペース	12	12	多目的室3室以上 ランチルーム1室（規模2） を想定
	多目的室			
	多目的ホール（ランチルーム）			
特別支援	特別支援教室	1	1	
	特別支援学級	2 (0.5×4)	2.5	
特別教室	理科室、準備室	1	2	
	図工室、準備室	1	2	
	音楽室、準備室	1	2.5	
	家庭科室、準備室	1	2	
	生活科室◆	1	1	
	学校図書館	1	3	
	和室◆	1	1	
体育施設	体育館	1	8.75	
	プール関係諸室	1	2.5	
	屋外体育倉庫	1	0.75	
管理諸室	職員室・事務室	1	3.5	
	校長室	1	0.5	
	保健室	1	1.25	
	管理室	1	0.5	
	更衣室・休憩コーナー（職員用）	1	1	
	印刷室	1	0.5	
	倉庫	2	2	
	会議室◆	1	1	
	カウンセリング室	1	0.5	
	教育相談室	1	0.5	
	職員用トイレ	1	0.5	

種類	教室・スペース	部屋数	規模	備考
			(64㎡=1)	
その他	児童会室	1	0.5	
	更衣室（児童用）	1	1	
	放送室	1	0.5	
	教材室	3	3	
	小会議室	1	0.5	
給食関係	調理室等	1	5.25	
	配膳室	各階	1.25	調理室階を除く各階
共用部分	昇降口	2	2	
	エレベーター	1	0.5	
	トイレ、廊下、階段、電気機械設備スペース等	25%程度	27	
防災	防災備蓄倉庫	1	1	
	防災資機材倉庫	1	0.5	
放課後子ども総合プラン	放課後子ども教室	1	1	
	学童クラブ	2	2	
	スタッフルーム・倉庫	1	1	
新校舎規模合計（コマ）			113.75	
新校舎規模合計（面積）			7,280	

※普通教室の面積を $8\text{m} \times 8\text{m} = 64\text{m}^2$ として、 $64\text{m}^2 = 1$ を規模の単位とした。

※各施設規模及び所要室はおおよその目安であり、基本構想・基本計画において最終的に決定する。

※環境配慮、省エネルギーの対応にあたっては、ZEB Oriented 相当以上の省エネルギー性能の確保を目指すこととする。

※上記諸室を満たした上で滝野川第五小学校の総床面積は、7,300㎡未満とすること。

3-2 関係法令等

(1) 北区の関係条例・規則・指導要綱等

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
東京都北区景観づくり条例
東京都北区文化財保護条例
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
 東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準
 東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準
 東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱
東京都北区みどりの条例
 東京都北区みどりの条例施行規則
東京都北区環境基本条例
東京都北区プールに関する条例
北区居住環境整備指導要綱
東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱
雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱
北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準
東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）
東京都北区食品衛生法施行細則（営業許可申請）
東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）
東京都北区建築基準法施行細則

(2) その他関連する条例等

東京都駐車場条例
東京都福祉のまちづくり条例
東京都建築安全条例
東京都における自然の保護と回復に関する条例
東京都文化財保護条例
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
水の有効利用促進要綱

(3) 主な北区の関係計画等

北区立小・中学校整備方針
北区立小・中学校長寿命化計画
「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方
東京都北区地域防災計画
北区地域危険度一覧表
北区特別支援教育推進計画
北区役所ゼロカーボン実行計画
東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本指針
北区大規模水害避難行動支援計画
北区国土強靱化地域計画
北区景観づくり計画
北区公共施設等総合管理計画
北区環境基本計画2023